

砂川市規則第1号
令和8年2月6日

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和5年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 4 条例別表第1の4の項右欄に規定する規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録、変更、削除その他の住登外者の情報の管理に関する事務とする。
- 5 条例別表第1の5の項右欄に規定する規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録、変更、削除その他の住登外者の情報の管理に関する事務とする。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (5) 当該申請者等に係る住登外者宛名情報

第3条第2項に次の1号を加える。

- (4) 当該申請者等に係る住登外者宛名情報

第3条第3項に次の1号を加える。

- (4) 当該申請者等に係る住登外者宛名情報

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例別表第3の2の項第2欄に規定する規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録、変更、削除その他の住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項第4欄に規定する規則で定める情報は、教育委員会が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報とする。

第4条に次の1項を加える。

- 4 条例別表第3の4の項第2欄に規定する規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の登録、変更、削除その他の住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項第4欄に規定する規則で定める情報は、市長が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報とする。

附 則

この規則は、令和8年2月9日から施行する。